

ノートルダム清心女子大学オープンアクセスポリシー

2024年12月1日

学 長 裁 定

(趣旨)

1. ノートルダム清心女子大学（以下、「本学」という。）は、キリスト教精神に基づく聖ジュリー・ピリアートの教育理念を実現するため、高度な研究・教育活動を推進し、その学術成果によって地域社会の発展、文化産業の育成に寄与するために、ノートルダム清心女子大学オープンアクセスポリシー（以下、「本ポリシー」という。）を以下のように定める。

(公開の責務)

2. 本学は、本学に在職する教職員等による学術論文（共著を含む。以下「論文」という。）等の学術研究成果を可能な限り、広く無償で公開する。ただし、学術論文等の著作権は本学には移転しない。

(適用範囲)

3. 本ポリシーは、本ポリシー施行後に出版又は公表された論文等の学術研究成果に適用する。

(公開方法)

4. 論文の公開は、ノートルダム清心女子大学学術機関リポジトリもしくはその他当該論文の著者が選択する方法によるものとする。

(適用除外)

5. 論文の著者から公開に支障があるとの申し出があった場合や、公開が適当でないと判断した場合は学術研究成果を公開しない。

(その他)

6. 本ポリシーに定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、別に定める。